

「つながる秋田！」地域協働推進事業審査要領

1 目的

「つながる秋田！」地域協働推進事業により補助を行う事業の選考について、より適切で効果的な事業を採択することを目的として、提案された事業に対して公正かつ厳正な審査を行う。

2 審査方法

公平性を確保するため、審査は審査会による質疑応答形式で行う。

ただし、応募多数の場合は事前に、書類選考による1次審査を行うことができる。

審査会は、応募者によるプレゼンテーションと質疑応答により実施する。

3 審査基準及び選定

別紙により、5つの評価項目で審査を行い、公平性を期すため、次のとおりポイント化による審査とする。

- (1) 各評価項目のポイントは5段階評価（標準：3）とし、各審査員の合計ポイントを25ポイントとする。
- (2) 審査員は数名程度とする。
- (3) 審査員が応募者との間に利害関係がある場合、その審査員は関係する審査から外れることとする。この場合、残りの審査員の平均ポイントを加算する。
- (4) 選定は、各審査員の評価項目の合計ポイントを合算したトータルポイントの高い順に選定する。
- (5) 全審査員による平均ポイントが15ポイントに満たない場合は選定しない。
- (6) 必要に応じて審査員の合議により選考できるものとする。
- (7) ポイント差が僅差となった事業が複数ある場合については、審査員の総意により、必要に応じて再選考を行うことができる。

4 採 択

審査会は、審査結果を踏まえ、補助事業を採択する。

なお、事業の内容や経費について、予算の範囲内で調整を行う場合がある。

5 選考結果

選考結果は、応募のあったすべての事業について、応募者に文書で通知する。

また、採択となった事業については、協議体の名称及びその構成員、事業名称、協働実践事業の内容等を県のホームページ等で公表する。

6 事務局

審査会の事務局は、秋田県あきた未来創造部地域づくり推進課内に設置する。

(別紙)

「つながる秋田！」地域協働推進事業 審査基準

評価項目	審査の視点
1. 実施体制 (協議体の要件)	<ul style="list-style-type: none">・ N P O等、市町村が構成員に含まれており、3団体以上の多様な主体の連携により取組を実践できる協議体となっているか・ 適正かつ効率的な事務を遂行できる体制が整備されているか・ 補助事業対象外となる事業及び協議体ではないか(補助の制限)
2. 社会性 (必要性及び有効性)	<ul style="list-style-type: none">・ 地域の現状と課題をしっかりと把握しているか・ 取組内容は、地域課題を解決するための手段として妥当か・ 提言内容は、事業目的を達成するうえで有効か・ 公共性、公益性があるか
3. 実現性 (具体性、経費の妥当性)	<ul style="list-style-type: none">・ 目的、内容、体制等が明確で、具体的な内容となっているか・ 事業を完全に遂行できるスケジュール(プロセス)であるか・ 効率的に実現できる取組手法か・ 事業実施における必要経費の計上は妥当か
4. 継続性 (実効性及び独自性)	<ul style="list-style-type: none">・ 事業終了後も、協働の取組を継続できる体制となっているか・ 課題解決に向けた実効性のある取組であり、他地域のモデルとなる協働実践事業であると見込まれるか・ 提言内容は、他にない独自性が盛り込まれているか
5. 総合評価	<ul style="list-style-type: none">・ 事業の趣旨に合致した協働の取組であるか・ 多様な参加者の関与をイメージした仕組みづくりであるか・ 事業実施により大きな成果を期待できるか・ 地域を何とかしたいという意欲や熱意が感じられるか